

教育学、医学、心理学その他の児童等に対する指導に関する専門的知識を有する者及び県内に居住する保護者である者（以下「専門家等」という。）で構成する判定委員会の意見を聴かなければならない。

2 専門家等は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

3 判定委員会の組織及び運営等に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

（意見聴取）

第7条 県教育委員会は、指導力不足等教員の認定に当たっては、当該教員の意見を聴かなければならぬ。

（認定結果の通知）

第8条 県教育委員会は、指導力不足等教員の認定について、その結果を当該教員、申請者等に通知するものとする。

（指導改善研修）

第9条 県教育委員会は、指導力不足等教員に対して、法第25条の2第1項に規定する指導改善研修（以下「指導改善研修」という。）を実施しなければならない。

2 指導改善研修の期間は、1年を超えてはならない。ただし、特に必要があると認めるときは、県教育委員会は、指導改善研修を開始した日から引き続き2年を超えない範囲内で、これを延長することができるものとする。

3 前2項に定めるもののほか、指導改善研修に関する事項は、教育長が別に定める。

（指導改善研修終了時の認定等）

第10条 県教育委員会は、指導改善研修の終了時において、指導改善研修を受けた指導力不足等教員の児童等に対する指導の改善の程度に関する認定を行うものとする。この場合においては、第6条第1項、第7条及び第8条の規定を準用する。

2 前項の改善の程度は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 指導が改善し、児童等に対して適切に指導を行える程度
- (2) 児童等に対する指導が不適切であるが、更に指導改善研修を行えば、適切に指導を行える程度までの改善が見込まれる程度
- (3) 児童等に対する指導が不適切であり、適切に指導を行える程度まで改善する余地がない程度

（指導改善研修後の措置）

第11条 県教育委員会は、前条の認定において指導の改善が不十分でなお児童等に対する指導を適切に行うことができないと認める指導力不足等教員に対して、免職その他の必要な措置を講ずるものとする。

（補則）

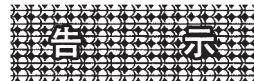
第12条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に教育長が定めるところによりなされた指導力不足等教員に係る申請、判定等は、この規則の相当規定に基づいてなされたものとみなす。

教育総務課



長野県告示第275号

森林づくり地域活動推進事業補助金交付要綱（平成19年長野県告示第220号）は、平成20年3月31日限り、廃止し、平成19年度のこの告示による廃止前の森林づくり地域活動推進事業補助金交付要綱の規定による補助金については、なお従前の例によります。

平成20年3月31日

長野県知事 村井仁

森林整備課

長野県教育委員会告示第1号

高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与規程（昭和49年長野県教育委員会教育長告示第7号）の一部を次のように改正します。

平成20年3月31日

長野県教育委員会教育長 山口利幸
第2条第1号中「第45条第3項」を「第54条第3項」に改める。

高校教育課